

商店街グレードアップ資金

1 目的

商店街を活性化するため商店街振興組合などの商店街団体が、商店街近代化事業を実施する場合、所要金額の80%以内で1億5000万円を限度として融資する。

☆ 商店街近代化事業とは、商店街の美化施設、アーケード、噴水広場、駐車場、街路灯、ロードヒーティングなどの公益的な施設を整備する事業をいう（設備総合資金3-V「高度化事業」の説明を参照。）。

2 資金構成

小樽市負担	金融機関負担
1.500/2.698	1.198/2.698

3 融資対象

小樽市内の商店街を形成する団体であって、取扱要綱の別表「中小企業等の範囲」中②中小企業団体又は③その他の商店街団体

4 融資条件

資金使途	事業に供する土地購入資金、建物建設資金、機械設備資金、事業に伴う設計料
融資限度額	1億5000万円
融資利率	1.2%
融資期間	15年以内（うち据置1年以内）
償還方法	原則として月賦償還とする。
信用保証	必要により北海道信用保証協会の保証付とする。
連帯保証人及び担保	取扱金融機関の定めるところによる。

5 取扱金融機関

- (1) 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫
(小樽市内の各支店に限る。)
- (2) 商工組合中央金庫札幌支店